

令和 7 年度大網白里市監査実施計画

1 基本方針

監査委員は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的に、大網白里市監査基準に従い監査を実施するものとする。

2 実施予定の監査等の種類、対象及び実施内容

令和 7 年度に実施する監査等の種類、対象及び実施内容は次のとおりとする。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項）

ア 対象期間は原則令和 7 年度とし、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従って適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で最大限の成果を得ているか、或いはその組織及び運営の合理化に努めているかなどを主眼として監査を実施する。

イ 対象課等は、おおむね 2 年間で 1 巡することとし、1 年間で 2 回に分けて実施する。

なお、本年度における対象課等は別表 1 のとおりとする。

ウ 監査事項

① 予算執行

- ・ 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか確認する。

② 収入事務

- ・ 収入の事務は適正に行われているか確認する。
- ・ 債権の管理は適正に行われているか確認する。

③ 支出事務

- ・ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか確認する。

④ 補助金等の交付事務

- ・ 補助金等の交付に係る執行の適正性について、その状況を確認する。

⑤ 契約事務

- ・ 契約方法の選択は適正か確認する。
- ・ 随意契約による場合、その選択理由は適正か確認する。
- ・ 契約発注の時期は適正か確認する。
- ・ 契約変更が生じた場合、変更時期及び変更理由は適正か確認する。
- ・ 権限を越えた契約及び恣意的に分割してなされている契約はないか確認する。

⑥公有財産管理事務

- ・財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が適正に行われているか確認する。

⑦備品

- ・備品の購入は計画的かつ効率的に行われているか確認する。
- ・備品の管理は適正に行われているか確認する。

⑧その他

- ・ルール等定めに沿った事務の運用が行われているか。

(2) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

対象期間は原則令和6年度とし、市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政援助団体等に対する所管課の指導監督が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。

なお、本年度における対象財政援助団体等は別表2のとおりとする。

(3) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

ア 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

市長から審査に付された令和6年度一般会計、特別会計に関する決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計決算審査

市長から審査に付された令和6年度公営企業会計に関する決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認するとともに、財政状態及び経営成績を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

(4) 基金運用状況審査（法第241条第5項）

ア 令和6年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が确实かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、奨学基金、高額療養費貸付基金、及び用度品調達基金とし、決算審査と同時期に併せて実施する。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、ガス事業及び下水道事業の各企業出納員が管理する現金の出納について、毎月例日を定め、現金の出納事務が正確に行われているか、検査を実施する。

また、伝票類の検査を実施するとともに基金等の運用状況、財政状況、経営収支の動向などを把握する。

(6) **健全化判断比率等審査**（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査を実施する。

(7) **託送収支計算書等の監査**（ガス事業託送供給収支計算規則第7条第2項）

ガス事業託送供給収支計算規則に定めるところにより、令和6年度決算に基づく託送供給等関連業務に関する会計を整理し、算定方法に基づき基礎書類が適正に作成されているか監査を実施する。

(8) **その他の監査**

(1) から (7) までに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、法令の規定に基づき、かつ、大網白里市監査基準の趣旨に鑑み監査を実施する。

3 監査等の実施時期

本年度における監査等の実施時期は別表3のとおりとする。

4 監査結果のフォローアップ

- (1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに講じた措置については、速やかな報告を求める。
- (2) 監査の結果は、全庁に周知し情報の共有化を図る。

5 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、法令の定めるところにより市長等へ提出するとともに、公表を行う。

また、講じた措置についても同様に公表を行う。

6 監査等の実施体制

監査委員2人で監査等を実施し、事務局長以下2人が補助する。

7 その他

監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

別表 1 定期監査対象課等一覧

対象課等	総務課（選挙管理委員会含む）、財政課、企画政策課、税務課、市民課、地域づくり課、子育て支援課、健康増進課、会計課、管理課、生涯学習課
------	--

別表 2 財政援助団体等監査対象団体一覧

団 体 名	補 助 金 等 名 称	所 管 課
食生活改善協議会	食生活改善事業補助金	健康増進課
子ども会育成連絡協議会	子ども会育成連絡協議会補助金	生涯学習課
PTA 読書会連絡協議会	市 PTA 読書会連絡協議会補助金	
産業文化祭実行委員会文化部会	市文化祭補助金	
文化協会	文化協会補助金	
社会福祉協議会	老人福祉センター指定管理料	高齢者支援課

別表 3 監査等実施時期一覧

監 査 等 区 分	実 施 時 期
定期監査	令和 7 年 1 0 月 令和 8 年 1 月
財政援助団体等監査	令和 7 年 1 0 月
決算審査	令和 7 年 7 月
基金運用状況審査	令和 7 年 7 月
例月現金出納検査	毎月
健全化判断比率等審査	令和 7 年 8 月
託送収支計算書等監査	令和 7 年 8 月